函館市職員安全衛生管理規則の運用について

１　健康診断の対象者とならない者（第３９条第１項関係）

第３９条第１項の市長が別に定める職員は,次に掲げる職員とする。

(1) パートタイムの会計年度任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる者に該当する職員をいう。）（１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１以上である職員のうち，６か月以上継続勤務をしているものを除く。）

(2) 市立小中学校および義務教育学校の道費負担職員，市立高等学校の校長および教員ならびに市立幼稚園の園長および教員

(3) 地方公務員法第３条第３項に規定する特別職に属する職員（市長，副市長，教育委員会の教育長および常勤の監査委員を除く。）

(4) 公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成１４年函館市条例第１０号）第２条第１項の規定により派遣された職員

(5) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７第１項の規定により他の地方公共団体に派遣された職員

(6) 市長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

２　健康診断の検査の項目等（第３９条第２項関係）

第３９条第１項に掲げる健康診断について，その検査の項目および対象者等は，別表第１のとおりとする。ただし，市長が必要と認めるときは，同表に掲げる検査の項目以外の項目について，併せて実施することができる。

３　健康診断の不参加者の取扱い（第４２条関係）

(1) 第４２条第１項の市長が別に定める届出書は，別記第１号様式によらなければならない。

(2) 第４２条第２項の市長が別に定める届出書は，別記第２号様式によらなければならない。

４　予防接種等の実施（第４６条第２項関係）

第４６条第１項の規定により実施する予防接種について，その項目および対象者等は，別表第２のとおりとする。

附　則

この取扱いは，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この取扱いは，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この取扱いは，令和３年１２月２日から施行する。

附　則

この取扱いは，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この取扱いは，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この取扱いは，令和７年４月１日から施行する。

別表第１

（1）採用時健康診断

対象	検査の項目	備考
新規 採用者	1　既往歴および業務歴の調査 2　自覚症状および他覚症状の有無の検査 3　身長，体重，腹囲，視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査 4　胸部エックス線検査 5　血圧の測定 6　血色素量，赤血球数等の検査（以下「貧血検査」という。） 7　血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ），血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ），ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）等の検査（以下「肝機能検査」という。） 8　低比重リポ蛋白コレステロール（ＬＤＬコレステロール），高比重リポ蛋白コレステロール（ＨＤＬコレステロール），血清トリグリセライドの量等の検査（以下，「血中脂質検査」という。） 9　血糖検査 10　尿中の糖，蛋白等の有無の検査（以下「尿検査」という。） 11　心電図検査	医師による健康診断を受けた後３月を経過しない者を採用した場合において，その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，当該健康診断の項目に相当する項目で産業医が検査の必要がないと認めたものについては，検査を行わないことができる。

（2） 定期健康診断

対象	検査の項目		回数	備考
	第１次検診	第２次検診		
全職員	１　既往歴および業務歴の調査 ２　自覚症状および他覚症状の有無の検査 ３　身長，体重，腹囲，視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査 ４　胸部エックス線検査および喀痰（かくたん）検査 ５　血圧の測定 ６　貧血検査 ７　肝機能検査 ８　血中脂質検査 ９　腎機能検査 10　尿酸検査 11　血糖検査 12　尿検査 13　心電図検査	産業医が必要と認める検査	１年に１回	１　第１次検診の３，４，６から11までおよび13に掲げる項目のうち，産業医が検査の必要がないと認めたものは，検査を行わないことがができる。 ２　規則第39条第１項第１号または第３号の健康診断を受けた職員については，当該健康診断の実施の日から１年間に限り，その職員が受けた当該健康診断の項目に相当する項目の検査を行わないことができる。 ３　エックス線直接撮影による検査を必要とする職員およびエックス線直接撮影による検査後３月を経過しない職員については，エックス線間接撮影による検査を行わないことができる。 ４　聴力の検査は，45歳未満の職員（35歳および40歳の職員を除く。）については，産業医が適当と認める聴力（1,000ヘルツまたは4,000ヘルツの音に係る聴力を除く。）の検査をもって代えることができる。

(3) 特別健康診断

<table>
<tr><th rowspan="2">対象</th><th colspan="2">検査の項目</th><th rowspan="2">回数</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>第１次検診</th><th>第２次検診</th></tr>
<tr><td>福祉施設勤務者</td><td>背腰部，腕肩，手指（握力の機能を含む。）および首の検査
(1) 問診
(2) 視診，触診，打診
(3) エックス線検査
(4) その他</td><td rowspan="3">産業医が必要と認める検査</td><td>１年に１回</td><td>福祉施設に勤務する調理員および理学療法士を除く。
(3)については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。</td></tr>
<tr><td>深夜業務従事者</td><td>1　既往歴および業務歴の調査
2　自覚症状および他覚症状の有無の検査
3　身長，体重，腹囲，視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査
4　血圧測定
5　貧血検査
6　肝機能検査
7　血中脂質検査
8　血糖検査
9　尿検査
10　心電図検査</td><td>６か月に１回</td><td>３，５から８までおよび10に掲げる項目のうち，産業医が検査の必要がないと認めたものは，検査を行わないことができる。</td></tr>
<tr><td>清掃施設等勤務者</td><td>1　既往歴および業務歴の調査
2　自覚症状および他覚症状の有無の検査
3　身長，体重，腹囲，視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査
4　血圧測定
5　貧血検査
6　肝機能検査
7　血中脂質検査
8　血糖検査
9　尿検査
10　心電図検査</td><td>６か月に１回</td><td>３，５から８までに掲げる項目のうち，産業医が検査の必要がないと認めたものは，検査を行わないことができる。</td></tr>
</table>

対象	検査の項目		回数	備考
	第１次検診	第２次検診		
給食調理業務従事者	１　手皮膚の検査 ２　背腰部，腕肩，手指（握力の機能を含む。）および首の検査 (1) 問診 (2) 視診，触診，打診 (3) エックス線検査 (4) その他	産業医が必要と認める検査	１年に１回	福祉施設に勤務する調理員を含む。 ２の(3)については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。
情報機器作業に従事する者で，１日平均の作業時間が１時間以上であるもの	１　眼科学的検査 ２　筋骨格系に関する検査		１年に１回	２については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。
医療業務従事者で産業医が健康診断の実施を必要と認めるもの	１　肝機能検査 ２　Ｂ型肝炎ウィルス抗原抗体検査		１年に１回	
清掃業務従事者で産業医が健康診断の実施を必要と認めるもの	１　肝機能検査 ２　Ｂ型肝炎ウィルス抗原抗体検査		１年に１回	
介護業務従事者で産業医が健康診断の実施を必要と認めるもの	１　肝機能検査 ２　Ｂ型肝炎ウィルス抗原抗体検査		１年に１回	
と畜検査業務従事者	トキソプラズマ症抗体検査		１年に１回	
犬捕獲業務従事者および犬抑留処分業務従事者	エキノコックス症抗体検査		３年に１回	
理学療法業務従事者	背腰部，腕肩，手指（握力の機能を含む。）および首の検査 (1) 問診 (2) 視診，触診，打診 (3) エックス線検査 (4) その他		１年に１回	福祉施設に勤務する理学療法士を含む。 (3)については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。

<table>
<tr><th rowspan="2">対象</th><th colspan="2">検査の項目</th><th rowspan="2">回数</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>第１次検診</th><th>第２次検診</th></tr>
<tr><td>計量検査業務従事者</td><td>背腰部，腕肩，手指（握力の機能を含む。）および首の検査
(1) 問診
(2) 視診，触診，打診
(3) エックス線検査
(4) その他</td><td rowspan="5">産業医が必要と認める検査</td><td>１年に１回</td><td>(3)については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。</td></tr>
<tr><td>救急業務従事者および救助業務従事者</td><td>１　既往歴および業務歴の調査
２　自覚症状および他覚症状の有無の検査
３　胸部エックス線検査
４　肝機能検査
５　Ｂ型肝炎ウィルス抗原抗体検査
６　麻しん抗体検査
７　風しん抗体検査
８　水痘抗体検査
９　流行性耳下腺抗体検査</td><td>６か月に１回
（４から９については，１年に１回）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>潜水業務従事者</td><td>１　既往歴および潜水業務歴の調査
２　自覚症状または他覚症状の有無の検査
３　四肢の運動機能の検査
４　鼓膜および聴力の検査
５　血圧測定
６　尿検査
７　肺活量の測定</td><td>６か月に１回</td></tr>
<tr><td>手話通訳業務従事者</td><td>背腰部，腕肩，手指（握力の機能を含む。）および首の検査
(1) 問診
(2) 視診，触診，打診
(3) エックス線検査
(4) その他</td><td>１年に１回</td><td>(3)については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。</td></tr>
<tr><td>有機溶剤業務従事者</td><td>１　業務歴および有機溶剤による既往歴の調査
２　有機溶剤による自覚症状または他覚症状等の有無の検査
３　尿検査</td><td>６か月に１回</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">対象</th><th colspan="2">検査の項目</th><th rowspan="2">回数</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>第１次検診</th><th>第２次検診</th></tr>
<tr><td>石綿業務従事者</td><td>1　業務歴および石綿による既往歴の調査
2　自覚症状または他覚症状等の有無の検査
3　胸部エックス線検査</td><td rowspan="2">産業医が必要と認める検査</td><td>６か月に１回</td><td></td></tr>
<tr><td>積極的疫学調査業務従事者</td><td>1　麻しん抗体検査
2　ＩＧＲＡ検査</td><td>１年に１回</td><td>１については，産業医が検査の必要がないと認めたときは，検査を行わないことができる。</td></tr>
</table>

(4) 臨時健康診断

対象	検査の項目
産業医が健康診断の実施を必要と認める職員	産業医が必要と認める検査

別表第２

対象	予防接種の項目	回数	備考
医療業務従事者， 清掃業務従事者， 介護業務従事者が特別健康診断を受け，産業医が必要と認めた職員	Ｂ型肝炎ワクチン予防接種	適宜	最終接種日から起算して概ね４週間後にＢ型肝炎ウィルス抗体検査を実施する。
職務上，破傷風に感染する危険性のある職員	破傷風予防接種	適宜	
救急業務従事者および救助業務従事者が特別健康診断を受け，産業医が必要と認めた職員	1　Ｂ型肝炎ワクチン予防接種 2　麻しんワクチン予防接種 3　風しんワクチン予防接種 4　麻しん・風しん混合ワクチン予防接種 5　水痘ワクチン予防接種 6　流行性耳下腺炎ワクチン予防接種	適宜	

対象	予防接種の項目	回数	備考
積極的疫学調査業務従事者	麻しん・風しん混合ワクチン予防接種	適宜	